

徳島県告示第二百四十八号

令和二年五月二十六日に発生した次の加入区の付保義務は、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項第一号の規定により令和六年五月二十五日限り消滅したので、同条第二項の規定により公示する。

令和六年五月二十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

加入区名

大津加入区